

令和5年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

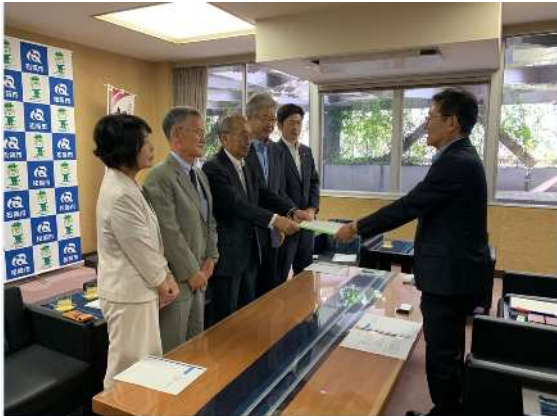
開催日時	令和5年6月19日（火） 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	市長応接室、入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行 （三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 副委員長 村田 裕 （前 名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協会和解あっせん事業運営委員会 会長） 委員 伊藤 久美子 （三重県私学協会専務理事/博士(法学)） 委員 横山 賢 （前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士） 委員 鏡 大介 （税理士） （意見書提出時） 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛
事務局	契約・検査担当参事 野邊 契約担当主幹 中西 契約監理課長 池内 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 茨木 検査指導係長 稲森
議題	・「令和4年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について

委員会	松阪市
●「令和4年度入札制度及び運用に関する意見書」について （入札室）	
・「令和4年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は16回目の意見具申となる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わった中、景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直し、先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れ、物価上昇、	

供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。このような中、政府は難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を早急に実行するとしている（内閣府月例経済報告書より）。

本市においても、市が所管する施設における省エネルギー化等のカーボンニュートラルに向けた取組みや、アフターコロナを見据えたポストコロナ地域経済活性化事業として、市内の中小企業・小規模事業者の事業成長に欠かせないDX関連の課題解決への支援策や、起業を目指す女性と起業家間のネットワークを構築し、起業に係る課題等相談しやすい環境整備を行うなどの政策が打ち出されている。一方、公共工事においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めてきたところであり、建設業界を取り巻く情勢は刻々と変化しており、国土交通省が行った価格動向調査（令和5年3月1日～5日現在）による現在及び将来（3か月先）の資材価格はセメント、生コンクリート、異形棒鋼がやや上昇傾向にあり、このまま原材料の価格が更に高騰して工事価格を押し上げることが懸念されるところである。また、人材の確保などさまざまな課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、とくに防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が求められている。

このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要があり、当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてき

た。また、令和 3 年度から最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われ、これらも含め、そのとりまとめを意見書として本日提出する。	
●市長への意見具申	
委員会	(市長応接室)
「令和 4 年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、「入札制度改正後における落札率の検証」、「総合評価落札方式」、「工事の平準化」、「週休 2 日制工事」などについて委員長等から説明。(以下抜粋) ●入札制度改正後における落札率の検証 最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されている。これにより本市の平均落札率は、概ね5%上昇すると推測される旨を令和2年度の当委員会の意見書でも述べたところである（令和2年度意見書8頁）。 そこで、最低制限価格率の計算方法の改正による平均落札率の変化を確認するため、入札制度改正前の令和2年度と改正後の令和3年度、令和4年度の平均落札率を算出した。 公契連モデルに改正したことにより、令和2年度と令和3年度の比較では、工事は2.7ポイント（87.6%－84.9%＝2.7ポイント）、業務委託は6.0ポイント（81.9%－75.9%＝6.0ポイント）上昇していることがわかる。 次に、令和3年度と令和4年度の比較では、工事は0.1ポイント増（87.7%－87.6%＝0.1ポイント）、業務委託は1.0ポイント減（80.9%－81.9%	市長  令和3年4月から最低制限価格の制度改正を施行し2年が経過した。落札率を検証いただき、昨年度と比較し、概ね変わらない結果を確認し改正の効果はあったと感じている。また、令和5年の3月に最低制限価格の算定方法も一部改正しているので、引き続き、注視していきたいと思う。

＝△1.0ポイント）と概ね変わらない落札率となり、改正の効果が維持されていると考えている。なお、令和５年３月にランダム係数を廃止し、かつ、最低制限価格の算定方法も改正されたことから引き続き、制度改正の効果を注視していく必要があると考えている。

●改正後の低入札価格調査制度における落札率の比較

同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっている予定価格算出率のくじ引き次第で安価な応札者を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件の削減と入札不調案件の発生を削減し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度である。改正前は、最低制限価格 85%と低入札価格 75%付近に応札額が集中する現状から設定目的と乖離しているという課題があった（令和元年度意見書 6 頁）。

最低制限価格の見直しと同時に低入札価格調査制度における審査基準割合（設計内訳書に記載された価格に乗じる率）の見直しも行ったところ、低入札価格調査を経て契約に至った工事の令和２年度と令和３年度、令和４年度の平均落札率を比較した。審査基準割合の見直しにより、土木一式工事については令和３年度に大きく上昇し、令和４年度も 0.3ポイント（ $79.6\% - 79.3\% = 0.3$ ポイント）上昇しており、改正の効果が維持されているものと考えている。しかし、建築一式は令和４年度は令和３年度と比較すると平均落札率は 0.5ポイント（ $83.0\% - 83.5\% = \Delta 0.5$ ポイント）低くなり、令和２年度の平均落札率 82.5%と比較すると 0.5ポイント（ $83.0\% - 82.5\% = 0.5$ ポイント）の上昇にとどまっている。建築一式は制度改正の効果は顕著ではないものの、もともと平均落札率が高いことから今後も改正効果を見守る必要があると考えている。

なお、令和５年３月に入札制度の改正によ

り低入札価格調査の見直しも行ったことから、落札率の比較については、今後も検証していく必要があると考えている。

●総合評価落札方式について

平成 19 年 11 月、松阪市総合評価落札方式試行要領を策定し、工事実績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、下水道工事で 3 件の入札を総合評価落札方式で行っている。当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきましたが、入札参加開始から契約締結までに期間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成 23 年度以降実施されていませんでした。しかし、令和 3 年度から同方式が再開されたことは高く評価したところです。令和 4 年度の入札結果では、以下の事例が発生した。

本市の総合評価落札方式は、ダンピングの対策等から低入札価格調査制度を併用している。また、失格基準価格の算出も応札者の入札価格の低い方から 7 割の入札価格の平均額に 0.95 を乗じて算定されていることから、今回の入札結果では総合評価値が高い業者が 2 業者とも失格基準価格未満により失格となった事例である。失格となった 2 業者は、技術評価点も総合評価値も高かった業者であり、低入札価格調査制度における失格基準価格の設定方法に問題があったと推測される。

なお、令和 5 年 3 月から同制度は、総合評価落札方式のみが適用されますが、総合評価のメリットを生かすためにも検討が必要であると考えている。

また、昨年度の意見書でも述べましたが、総合評価落札方式は発注公告から落札者決定

総合評価落札方式（試行）については、われわれも手探りでありながら令和 3 年度から再開し、令和 4 年度も同方式において発注をおこなっている。令和 3 年度は技術評価点が最も高かった業者が落札する結果であったが、令和 4 年度は意見書に記載されている結果となった。

同方式は、低入札価格調査制度を併用していることから、失格基準価格の算出方法により技術評価点高い応札者が失格となっている。最低制限価格と同様に、令和 5 年 3 月に低入札価格調査制度の見直しをおこなっているのこのような事例が無くなると考えている。



に至るまで、様々な手続きが必要で約 2 か月の期間が必要となり、いかに時間を短縮できるかが研究課題であると考えている。

さらに、若手や女性技術者の登用にインセンティブを与えるなどその時代に見合った評価項目の検討とともに、同方式での発注の効果を検証し、同方式を採用することで、受注希望者の工事成績などの評価や企業の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることを期待したい。

●災害時における指名競争入札の適用

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、これに従い各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。

令和 4 年度は指名競争入札 5 件の発注を行い「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により 6 業者を選定したが、入札辞退により入札参加者数が半数以下となる案件が 3 件となっている。開札結果においては、落札率は概ね最低制限価格付近での応札額であり、競争性は確保されていると思われるが、指名業者選定における公正性・透明

性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いを持たれないように注意していただきたい。

●当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

①当委員会がこれまで指摘した意見に基づき、電子入札システムの更新を機に改正が行われた。

ア) ランダム係数の廃止について

ランダム係数を掛けることで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避してきた。ランダム係数が高く設定されたことで最低制限価格を下回り幾つかの応札額が失格となり、高い応札額業者と契約締結となる事例が発生している。ランダム係数を廃止することで、このような事例は回避されると思われるが、新システム導入とあわせ入札結果については、引き続き注視していただきたいと思う。

イ) 低入札価格調査制度の改正について

課題となっているランダム係数について、その廃止に伴い、最低制限価格をわずかに下回る応札者を落札外とし、高い応札金額での契約を余儀なくされるというケースがなくなると考えられる。また、これまで積算内訳書審査基準付近での応札が集中し、落札率が低くなるケースが主に土木一式工事において見受けられていたため、低入札価格調査制度の改正に伴い入札の結果については注視していただきたいと思う。

②同日落札制限について

同日落札制限は、受注機会の確保を図ることを目的に、同日に開札する契約金額 4,000 万円未満（建築一式工事 8,000 万円未満）の工事における落札件数は 1 業者 1 件とする制度（業務委託については金額に係わらず全面適用）。入札参加業者が多数見込まれ、競争性が確保できると見込まれる土木一式工事・舗装工事等については同日落札制限の対象とし

同日落札制限の制度は「松阪市建設工事等発注基準」において、業者の受注機会の確保の拡大を図っているが、意見書に記載されているように発注公告や入札日などの調整をするなどの工夫が必要である。

ている。また、同日に開札する複数の同種工事等で入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事等については、同日落札制限から除外することができる。

令和 4 年度においては、同制度により入札無効となり高値応札や、参加できなくなったことで入札不調となった案件が見受けられた。同制度の意義は尊重するところではありますが、発注公告や入札日などの調整をするなど更なる工夫が必要と思われる。

●週休 2 日制工事について

政府は平成 30 年 3 月、「働き方改革実行計画」を策定。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から 5 年間の猶予期間が設けられましたが、令和 6 年 4 月 1 日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなる。週 40 時間が法律で定められた労働時間の限度となりますが、労働基準法第 36 条に基づく協定（いわゆる 36 協定）を事業主が締結したとしても「月 45 時間・年 360 時間」が時間外労働の上限となる。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業全てが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めをしない限り時間外労働は「月 45 時間・年 360 時間」以内となる。建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取り組みが必要であり、下請契約においても、請負契約における取り組みと同様、週休 2 日をベースとし、建設工事に従事するすべての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取り組むことが重要である。

品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、

働き方改革で週休 2 日制の工事を受注者希望型で発注している。委員長も申し上げられたが工事の平準化のためには、「早期発注」や「適正な工期の設定」に取り組んでいくべきと思うところ。また、予算措置の考え方でどうしても手続きがないと「繰越措置」ができない状況である。その辺を研究していきたいと考えている。

発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期を設定することがそれぞれ定められている。このようなことから、週休2日制工事を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取り組みを検討されたい。

●工事の平準化について

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和4年度も6,000万円の債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手しているが、更なる取り組みを検討されたい。令和元年度から令和4年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期(4月～6月)より工事に着工できるよう求めているところである。令和4年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較すると43件から56件に13件増加し、発注割合においても15%から18%へ3ポイント増加した結果となった。引き続き、第1四半期の発注件数が増加するような取り組みを検討されたい。また、今後においても早期発注や、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したい。

●インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が85点以上の者、災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成29年度から試行導入している制度。

国の補正予算は2月でありそれに合わせている。実際には予算成立後において交付決定後に発注すると第1四半期以降となる案件が多くなるが、平準化にむけては債務負担行為を活用した取り組みで維持工事関係を発注しているところではある。

近年、災害が発生していないことは有難いことであるが、インセンティブの観点からで申し上げると入札の参加条件である「災害の受注実績」がないと参加できない状況である。

市政の立場からいうと、建設業は社会インフラ整備を担ってもらっている。それから、市民生活の視点でいうと、それなりに地域には満遍なく業者がいないと、いざというときに困りますので、そうなると、建設業の従事者が高齢化していることは深刻な問題。

令和３年度までのインセンティブ型入札発注については、毎年５件程度の発注を行い、１０社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ているが、令和４年度の実績では、過去の発注件数より減少している。これは、同制度に入札参加ができる災害受注工事の２回以上の実績業者がなくなり、過去の参加数と比較すると災害が少なくなったため、入札参加業者の減少が顕著となっている。状況によって柔軟に運用するなど同制度の更により良い方法を検討し、引き続き、インセンティブ型入札による発注の継続を期待したい。

最後に、めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、その担い手を確保するためには労働者が働きやすい環境を作ることが急務と考える。近年では、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休２日制工事の拡大など、様々な施策が行われていますが、女性や若手活躍の推進や教育訓練の充実なども、抜本的な改善に向けた取り組みとして必要であると考えます。また、こうした取り組みにより、技能労働者の処遇の向上や建設業の持続的な発展に必要な若い人材の確保を行うことが重要であると思う。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきた。それらの意見に基づき、令和５年３月も改正が行われたことは高く評価するものです。しかし、入札・契約は、日々行われており、状況に応じてさらなる改善が必要とされ、引き続き注視する必要があります。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待したい。

本日、入札等監視委員会の皆様から頂いた意見を尊重しながら、本市の入札制度の更なる研究をしていきたい。

●今年度の開催予定日について (入札室)	
	・定例会議は、7 月 24 日（月）（抽出対象：4 月～6 月）、10 月 25 日（水）（同：7 月から 9 月）、1 月 26 日（金）（同：10 月から 12 月）、3 月 27 日（水）（同：1 月から 3 月）に開催することを確認。
●次回開催日程及び抽出委員について (入札室)	
	・次回開催日については、令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 3 時 30 分からとする。 ・抽出委員は村田委員。